

建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本産業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件の一部を改正する告示案及び通知案について（概要）

1. 背景

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 37 条において、建築物の基礎、主要構造部等に用いる一定の建築材料（以下「指定建築材料」という。）については、国土交通大臣が指定する日本産業規格（JIS）若しくは日本農林規格（JAS）に適合するもの又は国土交通大臣が定める品質に関する技術的基準に適合するものとして国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならないこととされている。

上記の国土交通大臣が定める品質に関する技術的基準については、「建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本産業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件」（平成 12 年建設省告示第 1446 号。以下「材料告示」という。）において規定されているところである。

平成 30 年 10 月以降に発覚した免震材料等の不正事案を受けて国土交通省に設置された「免震材料及び制振部材に関する外部有識者委員会」による再発防止策等の提言を踏まえ、上記事案の再発防止に向けて、指定建築材料のうち免震材料に関する品質管理の基準を強化するため、今般、材料告示を改正するとともに、当該告示改正に伴う運用の詳細について通知を発出する。

2. 改正概要（別紙「新旧対照表（案）」及び「通知（案）」参照）

指定建築材料のうち、免震材料（出荷時において性能検査により個々の製品の性能を確認しているものに限る。）について、材料告示に規定する品質管理の基準に、別紙「新旧対照表（案）」のとおり以下の事項を追加する。

検査データの保存

製品の検査結果の信頼性及び正確性を確認するために必要な記録が、必要な期間保存されており、品質管理の推進に有効に活用されていること。（材料告示第 3 第 1 項第 5 号ト関係）

検査データの改ざん防止

製品の検査結果について、改ざん防止のための措置が講じられていること。（同告示第 3 第 1 項第 5 号チ関係）

発注者等による製品性能の確認

発注者又は発注者が指定する第三者が、製品が所定の性能を満たしていることを確

認するために必要な事項が社内規格に定められていること。(同告示第3第1項第5号イ関係)

また、運用の詳細については別紙「通知(案)」に掲げるところによるものとする。

3. 今後のスケジュール(予定)

公布 令和元年9月中

施行 令和2年4月1日(下記 1に係る規定については、公布日施行とする。)

- 1 施行日前においても本告示による改正後の材料告示の基準に基づく性能評価の申請及び大臣認定を行うことができることとする。
- 2 施行日前に性能評価の申請がされた免震材料について、令和3年3月31日までの間は、1の場合を除き、本告示による改正前の材料告示を適用する。
- 3 本告示による改正前の材料告示の基準に基づく大臣認定を受けている免震材料について、令和3年4月1日以降は、本告示による改正後の材料告示第3第1項各号に適合することが評定等により確かめられたものに限り、本告示による改正後の材料告示の基準に基づく大臣認定を受けているものとみなす。